

シニアサポートローン取引規定

十八親和銀行

第1条（元利金返済）

1.利息は各返済日（以下、据置期間中の利息支払日を含む）に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は均等とします。

・毎回返済の利息は（毎回返済分元金×利率×12分の2）で計算します。

・借入日から第一回返済日までの期間に1ヶ月未満の端数日数がある場合の利息は、その端数日数について1年を365日として日割で計算し、第一回返済日に精算します。

・最終回返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。

2.元利金の返済、振込手数料および借入にかかる保証料、登記費用、印紙代、その他一切の費用ならびに規定第4条で定める繰上返済手数料については、借主名義の返済用預金口座からの自動支払の方法によります。ただし、規定第4条によって繰上返済をする場合および第7条によってこの契約による債務全額を返済しなければならない場合は除きます。

第2条（遅延損害金）

元利金返済が、各返済日に行われず、遅延した場合は、借主は、遅延している元金に対して、年14.0%（1年を365日とし、日割で計算する）の損害金を支払うものとします。ただし、融資利率が14.0%を超過する場合は、遅延している元金に対して、約定利率（1年を365日とし、日割で計算する。）で計算した損害金を支払うものとします。

第3条（元利金返済額等の自動支払）

1.借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が休日の場合には、その翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

2.銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。

3.毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第4条（繰上げ返済）

1.借主が、この契約による債務を期限前に繰上げて返済できる日は借入要項に定める毎回の返済日とし、この場合には繰上げ返済日の10日前までに銀行へ通知するものとします。

2.繰上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上げ返済日に支払うものとします。

3.借主が繰上げ返済をする場合には、銀行のホームページ

（<https://www.18shinwabank.co.jp/price/commissions/yuushi/>）に掲載される所定の手数料を支払うものとします。

4.一部繰上げ返済をする場合には、前3項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

繰上げ返済できる金額	繰上げ返済日につづく月単位の返済元金の合計額
返済期日の繰上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰上げます。この場合にも繰上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします

第5条（利率の変更）

借入要項記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたってはあらかじめ書面により通知するものとします。

第6条（担保）

1.担保価値の減少、借主または保証人（その債務の保証会社、保証提携先または保険者を含む。）の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保、保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。

2.借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定し、もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。

3.借主が銀行に対する債務の履行を怠った場合には、銀行は、担保について、下記①または②の何れか一方を選択することができます。

①法定の手続による処分

②一般に相当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立または処分

4.借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。

第7条（期限前の全額返済義務）

1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、借主はこの契約による債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

①破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、または借主が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき。

②借主が前号の準備中を表明したとき等支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。

③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

④借主またはその保証人の預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

⑤行方不明となり、銀行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

2.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。なお、この場合、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により請求が延着または到着しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

①借主が銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。

②借主が第6条第1項もしくは第2項または第11条第1項の規定に違反したとき。

③担保の目的物（この債務の保証提携先に差入れた担保物件を含む。）について差押または競売手続の開始があったとき。

④借主が銀行との取引約定に違反したとき、あるいは第13条に基づく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。

⑤借主が借入の際に銀行に申し出た資金使途と異なるものにこの契約による融資金を充てたとき。

⑥銀行に対する借主の保証人が前項または本項の各号の一にでも該当したとき。

⑦この債務の保証会社、保証提携先から保証の中止または解約の申し出があったとき。

⑧前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第8条（反社会的勢力の排除）

1.借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して、銀行に対し次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3.借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4.前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

5.借主または保証人は、本契約締結日時点で借主と銀行との間に存在するいっさいの融資・ローン・クレジット取引についても、本条項が適用されることに同意いたします。

第9条（相殺、払戻充当）

1.期限の到来、または前2条によって、借主が銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、銀行は、その債務と借主の預金その他銀行に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。

2.前項の相殺ができる場合には、銀行は借主にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。

3.前2項により銀行が相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとします。また、利率、料率等について借主と銀行間に別の定めがない場合には銀行が一般に認められている基準に基づいて定めるところによるものとし、外国為替相場については銀行による計算実行時の相場を適用するものとします。

4.弁済期にある借主の預金その他の銀行に対する債権と借主の銀行に対する債務については、以下の場合を除き、借主はその債務の期限が未到来であっても相殺することができるものとします。

①弁済や相殺につき法令上の制約がある場合

②借主、銀行間の期限前弁済についての約定に反する場合

5.前項によって借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、借主は相殺した預金その他の債権の証書、通帳を直ちに銀行に提出します。

6.借主が相殺した場合における債権債務の利息、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率等について借主銀行間の定めによるものとします。なお、外国為替相場については銀行の計算実行時の相場を適用するものとします。この際、期限前弁済について繰上げ返済手数料など別途手数料の定めがあるときは、その定めによるものとします。

第10条（充当の指定）

1.借主または銀行は、第9条による相殺または払戻充当により、他方の債務全額を消滅させるに足りないときは、適当と認める順序方法により充当指定することができます。また、借主からの弁済により、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は同様に充当を指定することができます。この場合、借主または銀行の一方が指定しなかったときは、他方は同様に充当を指定することができます。

2.銀行が前項により充当指定した時は、借主はその充当に対して異議を述べるべきでないものとします。

3.借主が相殺したときの充当指定により銀行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形または割引電子記録債権の決済見込みなどを考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に充当結果を通知するものとします。

4.前3項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものととして、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第11条（危険負担、免責条項等）

1.借主が銀行に差し入れた証書その他書類が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、銀行が請求した場合には、借主は直ちに代りの証書その他の書類を差し入れます。借主の差し

入れた担保についても、同様とします。

2.前項の場合に生じた損害については、銀行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主の負担とします。

3.銀行が、この取引にかかる諸届その他書類に使用された印影をこの契約書に押印された印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は借主の負担とし、証書の記載文言にしたがって責任を負います。

4.次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

①抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。

②担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。

③借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

④借主が自己の権利を保全するために銀行に協力を依頼した場合に要した費用。

第12条（届出事項の変更）

1.借主および保証人は、その印章、名称、商号、代表者、住所、その他銀行に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により銀行に届け出るものとします。

2.前項の届出を怠る、あるいは借主および保証人が銀行からの請求を受領しないなど借主および保証人の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第13条（報告及び調査）

1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な書類等を提出するものとします。

2.借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第14条（準拠法、合意管轄）

1.この契約に基づく取引の契約準拠法は日本法とすることとします。

2.この契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

第15条（規定の変更）

1.この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（保証）

1.保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。

2.保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。

3.保証人は、銀行が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。

4.保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利または順位を銀行に無償で譲渡するものとします。

5.保証人が借主と銀行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が借主と銀行との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。

以 上

(2026年8月1日現在)

シニアサポートローン保証委託約款

九州総合信用株式会社

保証委託約款（無担保）

申込人（債務者）・連帯保証人（以下「申込人等」という）は、金融機関との金銭消費貸借契約（以下「ローン契約」という）に従い、申込人等が金融機関に対して負担する債務について次の各条項を承認のうえ、九州総合信用株式会社（以下「保証会社」という）と金融機関との保証契約による信用保証を保証会社に委託します。

第1条（委託の範囲および期間）

1. 申込人等が保証会社に保証委託する保証債務の範囲は金融機関の実施している融資制度による申込人等の金融機関からの借入金、利息、損害金その他一切のものを含みます。
2. 保証会社の保証を得て融資をうけるについては、保証会社および金融機関との間に締結している約定書（契約書、差入書を含む）の各条項を遵守し、期日には元利金共に必ず支払います。
3. 本委託契約の有効期間は申込人等と金融機関との間において締結した金銭消費貸借契約に基づく融資期間とします。

第2条（連帯保証人）

連帯保証人はこの約款の各条項を承認のうえ、債務者が保証会社に対して負担する一切の債務につき連帯して履行します。

第3条（保証料）

申込人等は、金融機関が申込人等の支払った利息および支払うべき利息の中から保証会社に対して保証料を支払うことに同意します。なお、保証料率は保証会社と金融機関との協議により決定されることに同意します。

第4条（反社条項）

1. 申込人等は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）
 - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込人等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 申込入等が、第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込入等との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社が保証債務の履行を免れる、もしくは第 5 条の代位弁済前といえども保証会社が、何ら通知、催告を要せず、求償権を事前に行使するとも何らの異議を申し立てません。
4. 第 2 項もしくは第 3 項の規定の適用により、申込入等に損害が生じた場合にも、保証会社に何らの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、申込入等がその責任を負います。
5. 上記第 1 項から第 4 項までの条項は、申込入等がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されることに同意します。

第 5 条（代位弁済）

1. 債務の履行を遅滞したときはもちろん、履行期前といえども、保証会社において任意に、かつ、申込入等に対して何らの通知なく、保証会社と金融機関との間の保証契約に基づいて保証債務を履行された場合、申込入等は共に何らの異議なく求償債務全額につき弁済を履行します。
2. 申込入等は、保証会社が弁済によって取得された権利を行使する場合には、申込入等が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項を適用されても異議ありません。
3. 申込入等は、保証会社が金融機関に代位弁済した場合、金融機関が申込入等に対して有していた一切の権利（抵当権を含む）を保証会社が承継または、譲受されることに異議ありません。
4. 連帯保証人は、金融機関に対して保証債務の履行をしても、保証会社に対し求償権を有しないものとします。
5. 保証会社による代位弁済後の債務者に対する履行請求は、他の債務者および連帯保証人に対してもその効力を生じるものとします。
6. 保証会社による代位弁済後の連帯保証人に対する履行請求は、債務者および他の連帯保証人に対してもその効力を生じるものとします。

第 6 条（求償権の事前行使）

1. 申込入等について次の各号の事由が一つでも生じたことを保証会社が知ったときは、保証会社は求償権を事前に行使できるものとします。
 - ① 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続の申立があったとき、または清算の手続に入ったとき、債務の整理・調整に関する申立があったとき
 - ② 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき
 - ③ 電子債権記録機関の支払不能処分を受けたとき
 - ④ 担保物件が罹災、その他著しく変形または滅失したとき
 - ⑤ 保証会社および金融機関に対する債務の一つでも期限に弁済せず、また取引約定の一つでも違反したとき
 - ⑥ 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込入等の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込入等の所在が不明になったとき
 - ⑦ 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
2. 申込入等は保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第 7 条（求償権の範囲）

申込入等は、保証会社が保証債務を履行されたときは、保証会社が金融機関に弁済した債務の元本、利息、遅延損害金およびこれに附随する一切の債務を遅延なく支払います。この場合元本、利息、遅延損害金、およびこれに附随する一切の債務について弁済日の翌日から完済日まで年 14.6%の割合による損害金を保証会社に弁済します。

第 8 条（費用の負担）

申込入等は保証会社が債権保全のため要した費用ならびに、第 5 条、第 6 条および第 7 条によって取

得された権利の保全、行使または担保の保全もしくは処分および担保権の移転に要した費用を負担します。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第9条（求償金等の弁済）

保証会社が金融機関からの請求により代位弁済したときは、申込人等は保証会社が金融機関に弁済した債務の元金は勿論、利息、損害金、費用等すべてを直ちに保証会社に持参または送金して支払います。申込人等が支払った弁済金が保証委託契約に基づく保証会社に対する全ての債務を消滅させるのに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができるものとします。

第10条（届出事項）

1. 申込人等は、氏名・住所・電話番号・勤務先その他届出事項に変更があったとき、また申込人等について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見人の選任がなされたときは、直ちに保証会社に書面で届けるものとします。また、申込人等の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けるものとします。なお申込人等は、この場合の成年後見人等の法定代理人は、この契約締結日現在、行為能力者であることを確約します。
2. 申込人等が前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着または到着しなかった場合は通常到着すべきときに到着したものとみなします。また届出を怠ったために申込人等に生じた損害について保証会社は責任を負わないものとします。

第11条（報告・調査および通知）

1. 申込人等は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、申込人等の資産・収入・信用状況等について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。この調査にあたり、保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。
2. 申込人等は、前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じる恐れのあるときは直ちに保証会社に通知しその指示に従います。
3. 債権保全上の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、申込人等の住民票等を取得できるものとします。

第12条（公正証書の作成）

申込人等は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に関する一切の手続きを行い、費用を負担します。

第13条（管轄裁判所の合意）

申込人等は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、保証会社本社の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（危険負担・免責条項）

申込人等は、証書等の印影を申込人等の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は申込人等の負担とし、証書等の記載文書にしたがって責任を負います。

第15条（約款の変更）

1. 本約款の各条項その他の条件は、民法548条の4の定めに従い、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、保証会社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第16条（求償権の回収委託および譲渡）

1. 申込人等は、保証会社が必要と認めるときは保証会社の一切の債務の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理会社に委託することに同意します。
2. 保証会社は将来、申込人等に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。その場合、申込人等は、保証会社に対して相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済、消滅

時効、その他一切の抗弁権を有していた場合でもそれを放棄します。

第 17 条（第三者弁済）

申込人等は、第三者による弁済申出があった場合に、申込人等の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

第 18 条（債務者情報の確認）

1. 連帯保証人は、債務者から民法 465 条の 10 第 1 項に定める次の各号の情報の提供を受けたことを表明し、保証します。
 - ①財産および収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および収支の状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがある時はその旨およびその内容
2. 債務者は、連帯保証人に対して提供した前項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
3. 債務者は、連帯保証人に対して提供した第 1 項各号の情報が真実かつ正確でなかったことにより、保証会社に損害が生じたときは、その責任を負うものとします。
4. 債務者は、連帯保証人に対して提供した第 1 項各号の情報が真実かつ正確でなかった場合には、金融機関の請求により、債務者が金融機関に対して負っているすべての債務の期限の利益を喪失するものとします。

以 上

（令和 7 年 7 月 1 日現在）